

令和5年度予算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等において明らかにすることとされています。令和5年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況を以下のとおり明示します。

歳入 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 52,000 千円
 歳出 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,111,081 千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	247,107	千円 183,100	千円	千円 1	千円 6,360	千円 57,646
	高齢者福祉事業	3,363			16	333	3,014
	児童福祉事業	492,789	324,902		9,540	15,735	142,612
	小計①	743,259	508,002		9,557	22,428	203,272
社会保険	国民健康保険事業	67,405	39,986			2,725	24,694
	介護保険事業	117,794	9,382			10,773	97,639
	小計②	185,199	49,368			13,498	122,333
保健衛生	健康診査等事業	25,577				2,542	23,035
	予防接種事業	31,010	20			3,080	27,910
	後期高齢者医療事業	126,036	20,852			10,452	94,732
	小計③	182,623	20,872			16,074	145,677
合計(①+②+③)		1,111,081	578,242		9,557	52,000	471,282

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分の上、充当しています。